

(同号の証明資料)

- 配当表写し
- 弁済金交付計算書写し
- 不動産競売開始決定写し
- 債権差押命令写し
- 配当期日呼出状写し
-

(民事執行法205条2項の証明資料)

- 財産開示期日が実施されたことの証明書
- 財産開示期日調書写し
- 財産開示手続実施決定写し
-

2 民事執行法197条1項2号の主張をする場合

(同号の疎明資料)

- 財産調査結果報告書及び添付資料
-

(民事執行法205条2項の証明資料)

- 財産調査結果報告書添付資料のとおり
- 財産開示期日が実施されたことの証明書
- 財産開示期日調書写し
- 財産開示手続実施決定写し
-

当事者目録

〒●●●●-●●●●

(住所)

大阪市●●区・・・

申立人

●●●●●

電話番号

●●●(●●●●●)●●●●●

F A X

●●●(●●●●●)●●●●●

(送達場所) 上記記載の住所

〒 -

どちらかの□に✓を記入してください。住所と異なる場合は送達場所を記入してください。

〒102-8225

(住所)

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

第三者

東京法務局

〒●●●●-●●●●

(住所)

大阪市●●区・・・

債務者

●●●●株式会社

代表者代表取締役 ●●●●

この目録末尾の注意書を参照の上、正確に記入してください。これらの記入がない場合や正しく記載されていない場合、第三者から「該当情報なし」と回答がなされる場合があります。

《債務者の特定に資する事項》

(1) 旧本店所在地

▲▲▲▲市・・・

(2) 旧名称

▲▲▲株式会社

(3) 登記事項証明書上の名称

○●●●株式会社

(4)

(5)

債務名義の名称に記載された漢字の表記と法人の登記事項証明書に記載された漢字の表記が一致しない場合(例えば、「高」と「髙」のような場合)は、記載してください。

・原則として、登記所への情報提供命令には、申立人が作成した当事者目録が添付され、登記所は、その当事者目録(債務者の特定に資する事項を含む)の表記に基づき検索を行うことになるため、以下の事項に留意してください。

・債務者の特定に資する事項として、生年月日、旧住所又は旧本店所在地、旧姓又は旧名称、公的書類(戸籍謄本、住民票、法人の登記事項証明書等)上の氏名又は名称及び住所が正しく記載されないと、債務者が特定されないことを理由に、「該当情報なし」と回答される可能性があります。

・債務者が外国人である場合には、その氏名の片仮名表記並びに住民票上の通称名及び漢字表記名、債務者が外国に居住する場合には、その住所(外国の地名)の片仮名表記についても、債務者の特定に資する事項として記載されないと、債務者が特定されないことを理由に、「該当情報なし」と回答される可能性があります。

請求債権目録

●●地方 裁判所 令和●年(●)第●●●号 事件の
下記債務名義 (□に☑又は■のもの) に表示された下記債権

記

- 執行力のある 判決正本
 執行力のある 第●回 口頭弁論調書 (判決) 正本

該当の債務名義に☑を記入し、必要箇所に記入してください。

1 元 金 金 ●●●, ●●● 円
ただし、主文第●項の金員 (□内金 □残金)

2 損害金

上記1に対する 令和●年●月●日 から支払済みまで、年●パーセントの割合による損害金

所在地目録

- ・ 大阪府

情報提供を命じられた登記所が検索すべき債務者が所有権の登記名義人である土地等の所在地の範囲（大阪府、・東京都・大阪府等）を記載してください。

なお、「関西地方」「西日本」という記載では、範囲の特定としては不十分です。